

令和2年度 第4回教育研究評議会議事要旨

1. 日 時 令和2年6月3日（水）13:33～15:19
2. 場 所 本部棟2F会議室（戸畑） and Web会議
3. 出席者 学長，理事（研究・総務・国際・施設担当），
理事（教育・学生・情報担当），
理事（入試・計画評価・ダイバーシティ担当），
理事（経営改革・財務担当），理事（広報・社会連携担当）
工学研究院長，情報工学研究院長，生命体工学研究科長，教養教育院長，
副工学研究院長（副工学府長），副工学研究院長（副工学部長），
副情報工学研究院長（副情報工学府長），
副情報工学研究院長（副情報工学部長），副生命体工学研究科長，
4. 列席者 学長特別補佐（産学連携担当），副理事（国際担当），近藤監事，林田監事

5. 議事要旨確認

令和2年度第3回（令和2年5月8日）の議事要旨（案）について確認が行われ，了承された。

6. 報告事項

- (1) 客員教授等の称号授与について (資料1，別添資料1)
情報工学研究院長から，7月1日付けで新規に客員准教授の称号を授与することについて，報告があった。
- (2) ハラスメント防止にかかる学長宣言について (資料2)
学長から，6月1日付けのハラスメント防止にかかる学長宣言について報告があった。研修等を通じ，ハラスメント防止に努めることについて，組織として真摯に取り組むため，執行部及び各部局における協力要請があった。
- (3) 公的研究費リスク別対応計画（令和2年度）の制定について (資料3)
理事（研究・総務・国際・施設担当）から，公的研究費リスク別対応計画（令和2年度）の制定について報告があり，研究活動等の不正を未然に防止するために，各部局における協力要請があった。
- (4) 新型コロナウイルスに関する本学の対応について (資料4)
総務課長から，緊急事態宣言が全国で解除されたが，北九州市の状況を勘案し，原則入構禁止の措置を引き続き6月29日まで実施する等の新型コロナウイルスに関する本学の対応について，報告があった。
学長から，学生へのアンケートにおいて，遠隔授業に対する評価が高かったことについて報告があり，生活が困窮している学生（留学生を含む）を対象に，経済的支援として，学生1人当たり5万円（返済不要）支給する大学独自の「給付型奨学金」に

ついて、多数の申請があつていることや、オンライン留学相談会など、様々な学生支援が実施されていることについて補足説明があつた。

7. 審議事項

- (1) 不正防止対策実施計画（令和2年度）の制定について（資料5）
理事（研究・総務・国際・施設担当）から、今年度から学生の倫理教育資料に、研究費の不正（カラ出張、カラ謝金）防止を追加した、不正防止対策実施計画（令和2年度）の制定について説明があり、審議の結果、了承された。
- (2) 第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る現況調査表について（資料6）
理事（入試・計画評価・ダイバーシティ担当）から、第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る現況調査表について説明があり、審議の結果、了承された。なお、6月末日までの文科省への提出に当たり、文言の見直し等、若干の修正がある場合には学長に一任することが了承された。
- (3) 内部質保証体制の整備に伴う関係諸規則等の制定改廃について（資料7）
理事（入試・計画評価・ダイバーシティ担当）から、内部質保証体制の整備に伴う関係諸規則等の制定改廃について説明があり、審議の結果、了承され、役員会に付議することとした。
- (4) 大学間交流協定の締結について（資料8）
副理事（国際担当）から、次の大学と交流協定を締結することについて説明があり、審議の結果、了承された。
①レイ ファン カルロス大学（スペイン・新規）
- (5) 教育職員選考委員会の設置に伴う委員の選出について（資料9）
学長から、本日の役員会で設置が決定された教育職員選考委員会のうち、教育研究評議会が指名する委員の選出について説明があり、審議の結果、次のとおり了承された。
①工学研究院 物質工学研究系 教授 1名
〔三谷 康範 理事, 青木 俊介 教授〕
②工学研究院 物質工学研究系 准教授 1名
〔梶原 誠司 理事, 芹川 聖一 理事〕
- (6) 昇任適格審査委員会の審査結果について（別添資料2）
工学研究院長及び教養教育院長から、昇任適格審査委員会の審査結果について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。
なお、昇任適格審査での対象者との面接の可否については、各審査委員会が状況に応じて判断することが確認された。

8. その他

(1) オンライン教材における著作権等について

理事（研究・総務・国際・施設担当）から、遠隔授業でのオンライン教材における著作権の帰属については、作成した当該教育職員となり、他大学等に提供する場合は教育職員個人の許可が必要になるが、オンライン教材内における他人の著作物利用については、「授業目的公衆送信補償金制度」により、大学が、一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)に補償金額を支払う必要があること（今年度は、緊急かつ特例的な対応で補償金額がゼロ円）などの課題があり、今後のルール策定を検討していることについて報告があった。

学長から、オンライン教材の充実は、大学の機能を拡充させる機会と捉えて、積極的に取り組むよう要請があった。

(2) 教育研究評議会の次回開催日について

令和2年7月1日（水）午後1時30分から百周年中村記念館特別会議室で開催する予定。